

介護職員等特定処遇改善加算の取組

当社は、令和元年10月より、訪問入浴と訪問介護について、介護職員等特定処遇改善加算（以下、「特定加算」と言う。）を取得しています。ご利用者様が当社のサービスに満足して頂くためには、健全で豊かな心と、高いモチベーションを持った従業員によって生み出されるものであることから、従業員の資質の向上が不可欠と考えています。そのために、従業員が快適な環境のもとで働けるよう、労働環境・待遇・処遇の改善を図っております。そのための取組は以下のとおりです。

なお、当社は、福島県の「介護サービス情報公表制度」を活用し、会社情報や介護職員処遇改善加算の取組状況等を公表しています。

1. 算定する特定加算の取得区分

(1) 介護福祉士や実務者研修終了者の配置等により以下の特定加算を取得しています。

- ① 訪問介護：特定加算Ⅰ及び特定事業所加算Ⅱ
- ② 訪問入浴：特定加算Ⅱ

2. 賃金改善を行う職員の範囲

(1) 次の条件を満たす介護職員を「経験・技能のある介護職員」とし、具体的な支給額は人事評価を踏まえて決定しています。

- ① 介護職員として勤続10年以上（系列法人の他、他法人における実務経験を含む）
- ② 介護福祉士の資格を有する者
- ③ 勤務成績の人事評価が8割以上の取得者

(2) 他の介護職員

- ① 経験・技能のある介護職員を除く介護職員を言う。

(3) その他の職種

- ① 介護職員以外の職員を言う

3. 賃金改善を行う給与の種類

(1) 手当科目を新設しています。

4. 職場環境等要件について

(1) 資質の向上

- ① 働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援（研修受講時の他の介護職員の負担を軽減するための代替職員確保を含む）を積極的に行っています。

(2)労働環境・処遇の改善

- ①ICT活用（ケア内容や申し送り事項の共有による介護職員の事務負担軽減、個々の利用者へのサービス履歴・訪問介護員の出勤情報管理によるサービス提供責任者のシフト管理に係る事務負担軽減、利用者情報蓄積による利用者個々の特性に応じたサービス提供等）による業務省力化を図ります。
- ②ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善を図ります。
- ③健康診断・こころの健康等の健康管理面の強化、従業員休憩室など室内禁煙等の整備を図ります。

(3)その他

- ①「介護サービス情報公表制度」の活用による会社の経営環境や運営方針の情報発信状況、更に、人材育成方針や苦情対応の適切性等の見える化
- ②地域の児童・生徒や住民との交流による地域包括ケアの一員としての位置づけを確立させる。
- ③組織力を高めるための取組として、会社から従業員へ、そして、従業員自らの向上心から、非正規職員から正規職員への転換を積極的に行います。